

(例) 猶予なしで、まったく納付せず1年が経過した場合と徴収猶予「特例制度」を申請し、認められた場合

※延滞金割合は2.6%×30日、8.9%×335日で試算しています
(およそ1年が経過したときの延滞金の目安です)

滞納した場合

たとえば納期限を過ぎても納付せず、1年後に納付する場合、本税100,000円であれば、督促料・延滞金が加算され108,400円、本税10,000円であれば10,100円の納付が必要です。(下記参照)

差押えを受ける可能性もあります
督促料+延滞金が加算されます

令和2年度固定資産税第1期が
それぞれ①～⑥の金額の場合

- ① 1,000,000円
- ② 500,000円
- ③ 250,000円
- ④ 100,000円
- ⑤ 12,000円
- ⑥ 10,000円

1年経過

督促料 100円

延滞金

- ① 83,800円
- ② 41,900円
- ③ 20,900円
- ④ 8,300円
- ⑤ 1,000円
- ⑥ 0円

=

合計

- ① 1,083,900円
- ② 542,000円
- ③ 271,000円
- ④ 108,400円
- ⑤ 13,100円
- ⑥ 10,100円

申請 徴収猶予「特例制度」

猶予の効果

※猶予が認められると新たな督促、差押は行われず、延滞金が発生しません。
(注) 督促発送後の申請の場合、原則督促料100円は発生します。

- ① 1,000,000円
- ② 500,000円
- ③ 250,000円
- ④ 100,000円
- ⑤ 12,000円
- ⑥ 10,000円

- ・延滞金免除。
- ・猶予期間最終日(最長1年)までに本税額のみを納付できます